

菊池市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 熊本県菊池市

事 業 名 : 公共浄化槽等整備推進事業

策 定 日 : 令和 7 年 月

計 画 期 間 : 令和 7 年度 ～ 令和 16 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	平成15年度 (17年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	一部適用 (令和2年4月)
処 理 区 域 内 人 口 密 度	計測不可	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	他5事業(公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水事業・小規模集合排水処理施設事業・個別排水処理施設事業)の処理区域外		
処 理 場 数	令和7年度末で新規設置1,116基、寄付採納416基 合計1,532基		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	無し		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	下水道使用料体系は従量制、定額制、人頭制などに大別され、本市の浄化槽市町村整備推進事業では人頭制を採用しています。(基本料2,000円＋1人当たり500円を加算し合計に税を加算) (基本料2,000円＋人数×500円)＋税				
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	なし				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	なし				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (3 人 世 帯 あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和4年度	3,850	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和4年度 4,155 円
	令和5年度	3,850	円		令和5年度 4,239 円
	令和6年度	3,850	円		令和6年度 4,348 円

*2 条例上の使用料とは、人頭制のため一般家庭における3人世帯あたりの使用料を記載。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	下水道課職員13名で構成されています。内訳として、主に下水道使用料に関することや下水道事業会計の予算決算業務を行う管理係に4名、主に下水道の整備、特に接続に関する業務を行う工務係に4名、施設やMP等の維持管理の業務を行う施設係に2名を配置しており、公共浄化槽等整備推進事業から職員2名分を支出。
事 業 運 営 組 織	下水道課職員13名(課長1名、課長補佐2名、係長1名、管理係3名、工務係3名、施設係2名、会計年度任用職員1名) 課長 — 課長補佐 ├── 管理係 ├── 工務係 └── 施設係 課長補佐以下4名 係長以下4名、会計年度任用職員1名 課長補佐以下3名 うち公共浄化槽等整備推進事業に2名を配置

(2) 民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化槽の清掃および保守点検を民間委託 使用料に関する業務(使用料の請求や徴収に関すること等)を民間委託
	イ 指定管理者制度	現在活用はありません。
	ウ PPP・PFI	現在活用はありません。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	現在活用はありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	現在活用はありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経 営 比 較 分 析 表 を 活 用 し た 現 状 分 析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

1、経営の健全性・効率性

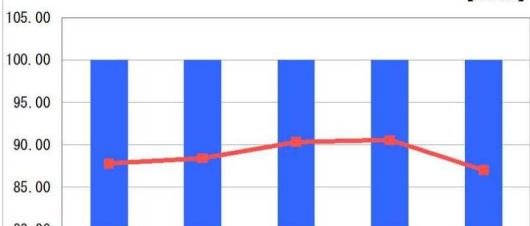
経常収支比率	望ましい方向:増加																			
指標の説明	使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。																			
指標の基準(目標)値	単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっている必要があります。																			
グラフ及び実績	①経常収支比率(%) 【100.06】 <table><thead><tr><th></th><th>R02</th><th>R03</th><th>R04</th><th>R05</th><th>R06</th></tr></thead><tbody><tr><td>当該値</td><td>102.87</td><td>103.51</td><td>99.49</td><td>104.01</td><td>101.07</td></tr><tr><td>平均値</td><td>99.03</td><td>100.41</td><td>100.17</td><td>96.95</td><td>99.24</td></tr></tbody></table> (本市:棒グラフ、類似団体の平均:折れ線グラフ、【】は全国平均)			R02	R03	R04	R05	R06	当該値	102.87	103.51	99.49	104.01	101.07	平均値	99.03	100.41	100.17	96.95	99.24
	R02	R03	R04	R05	R06															
当該値	102.87	103.51	99.49	104.01	101.07															
平均値	99.03	100.41	100.17	96.95	99.24															
現状の簡易分析・コメント	毎年の状況を注視しながら内容を検証します。																			

※累積欠損金比率、流動比率については数値なし

企業債残高対事業規模比率	望ましい方向:減少																			
指標の説明	下水道使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。																			
指標の基準(目標)値	明確な基準はありません。減少が望ましい。																			
グラフ及び実績	④企業債残高対事業規模比率(%) 【386.06】 <table><thead><tr><th></th><th>R02</th><th>R03</th><th>R04</th><th>R05</th><th>R06</th></tr></thead><tbody><tr><td>当該値</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td></tr><tr><td>平均値</td><td>294.27</td><td>294.09</td><td>294.09</td><td>338.47</td><td>368.83</td></tr></tbody></table> (本市:棒グラフ、類似団体の平均:折れ線グラフ、【】は全国平均)			R02	R03	R04	R05	R06	当該値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	平均値	294.27	294.09	294.09	338.47	368.83
	R02	R03	R04	R05	R06															
当該値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00															
平均値	294.27	294.09	294.09	338.47	368.83															
現状の簡易分析・コメント	一般会計からの繰入金により財源措置している状況のため、算出式の都合上、比率(棒グラフ)は算出できません。適切な更新、維持管理により長寿命化を図ります。																			

経費回収率	望ましい方向:増加																			
指標の説明	下水道使用料で回収すべき経費(汚水処理費)をどの程度賄えているかを表す指標です。																			
指標の基準(目標)値	すべて下水道使用料で賄っている「100%以上」である必要があります。																			
グラフ及び実績	⑤経費回収率(%) 【51.14】 <table><thead><tr><th></th><th>R02</th><th>R03</th><th>R04</th><th>R05</th><th>R06</th></tr></thead><tbody><tr><td>当該値</td><td>56.04</td><td>55.82</td><td>56.41</td><td>54.66</td><td>52.54</td></tr><tr><td>平均値</td><td>60.59</td><td>60.00</td><td>59.01</td><td>56.06</td><td>53.25</td></tr></tbody></table> (本市:棒グラフ、類似団体の平均:折れ線グラフ、Uは全国平均)			R02	R03	R04	R05	R06	当該値	56.04	55.82	56.41	54.66	52.54	平均値	60.59	60.00	59.01	56.06	53.25
	R02	R03	R04	R05	R06															
当該値	56.04	55.82	56.41	54.66	52.54															
平均値	60.59	60.00	59.01	56.06	53.25															
現状の簡易分析・コメント	令和5年度より減少傾向にあり、今後も同様の見込みであるため、継続して収支の検証を行います。																			

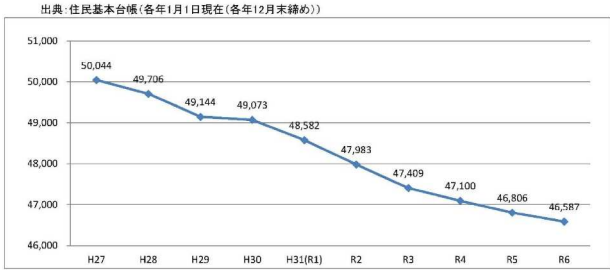
汚水処理原価	望ましい方向:減少																			
指標の説明	有収水量(下水道使用料の対象となる水量)1㎡当たりの汚水処理に要した費用を表す指標です。																			
指標の基準(目標)値	明確な基準はありません。減少が望ましい。																			
グラフ及び実績	⑥汚水処理原価(円) 【329.31】 <table><thead><tr><th></th><th>R02</th><th>R03</th><th>R04</th><th>R05</th><th>R06</th></tr></thead><tbody><tr><td>当該値</td><td>329.93</td><td>335.40</td><td>334.95</td><td>352.28</td><td>375.65</td></tr><tr><td>平均値</td><td>280.23</td><td>282.71</td><td>291.82</td><td>304.36</td><td>325.45</td></tr></tbody></table> (本市:棒グラフ、類似団体の平均:折れ線グラフ、【】は全国平均)			R02	R03	R04	R05	R06	当該値	329.93	335.40	334.95	352.28	375.65	平均値	280.23	282.71	291.82	304.36	325.45
	R02	R03	R04	R05	R06															
当該値	329.93	335.40	334.95	352.28	375.65															
平均値	280.23	282.71	291.82	304.36	325.45															
現状の簡易分析・コメント	増加傾向にあり、類似団体の平均値を上回っていることから、今後継続して収支の検証を行います。																			

水洗化率	望ましい方向:増加																			
指標の説明	処理区域内人口のうち水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表す指標です。																			
指標の基準(目標)値	公共用水域の水質保全や、下水道使用料収入の増加などの観点から、「100%」であることが望ましいとされています。																			
グラフ及び実績	⑧水洗化率(%) 【84.89】  <table><thead><tr><th></th><th>R02</th><th>R03</th><th>R04</th><th>R05</th><th>R06</th></tr></thead><tbody><tr><td>当該値</td><td>100.00</td><td>100.00</td><td>100.00</td><td>100.00</td><td>100.00</td></tr><tr><td>平均値</td><td>87.80</td><td>88.43</td><td>90.34</td><td>90.57</td><td>87.02</td></tr></tbody></table> (本市:棒グラフ、類似団体の平均:折れ線グラフ、【】は全国平均)			R02	R03	R04	R05	R06	当該値	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	平均値	87.80	88.43	90.34	90.57	87.02
	R02	R03	R04	R05	R06															
当該値	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00															
平均値	87.80	88.43	90.34	90.57	87.02															
現状の簡易分析・コメント	今後も水洗化率の向上に推進していきます。																			

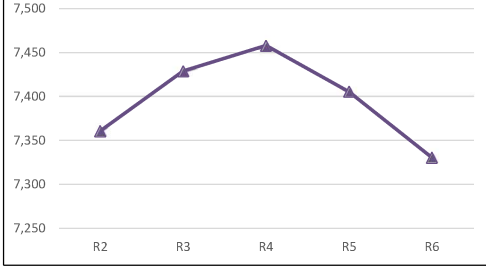
2. 将来の事業環境

全国的に人口減少が進んでいる中、菊池市でも人口減少が進んでいます。浄化槽市町村整備推進事業の処理区域は、浄化他5事業(公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水事業・小規模集合排水処理施設事業・個別排水処理施設事業)以外の処理区域内であることから、主に人口密集地以外となります。現在は、事業を推進しているため増加しています。

■人口の推移(単位:人)

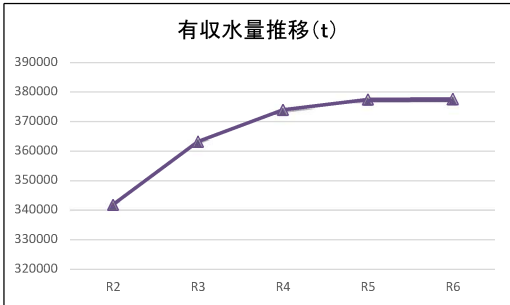


浄化槽使用人口推移(人)



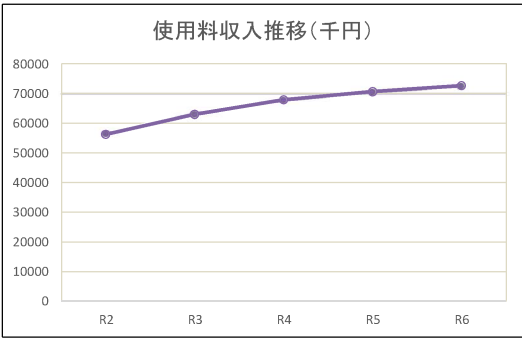
(2) 有収水量の予測 ※有収水量:下水道使用料徴収の対象となる水量。

年間浄化槽新規設置が約70基、寄付採納が約50基を予定しており、設置数の増加に伴い有収水量は微増傾向にあります。



(3) 使用料収入の見通し

浄化槽の新規設置及び寄付採納事業により、今後も使用料収入は増加することを見込んでいますが、経費回収率は他の下水道事業と比較して低い状況にあります。そのため、他の下水道事業の料金見直し時期と合わせ、令和令和13年度を目途に料金改定を見込んでいます。



(4) 施設の見通し

新規設置した浄化槽については、数十年間は施設の老朽化による更新の必要はありませんが、寄付採納事業における浄化槽については、既に長期間使用されたものがあり、それらは比較的早期に更新時期を迎えます。今後は耐用年数や老朽化と使用状況を考慮し、財源の確保、施設の計画的な更新を進めます。

【今後の主な施設改築更新内容】
○現在は計画なし

(5) 組織の見通し

令和2年度より企業会計(法の一部適用)を行ったため、現在組織の変更は行っておりません。
将来的には、他部署との組織統合を検討する必要があると考えます。

R2年度			※将来の統合例			
建設部	下水道課	管理係	建設部	上下水道課(局)	管理係	契約事務、検査等全般
		工務係			庶務係	料金等其他庶務全般
		施設係			工務第1係	上水配水管等の維持、新設
					工務第2係	下水管渠、浄化槽等の維持、新設
					施設係	配水池、処理場の維持管理

3. 経営の基本方針

【基本方針】
菊池市では、自然の恵みを守り、自然を活かして穏やかな発展を続けていく「安心・安全の『癒しの里』きくち」を目指し、快適で安全・安心な生活の確保を図るため、菊池市下水道事業において6つの事業による整備や維持管理を行っています。
公共浄化槽等整備推進事業については、毎年、新規設置約100基・寄付採納約30基の設置を予定しております。R元年度までに浄化槽設置を累計約1,080件実施しており、今後も水環境の保全に向け事業の推進を図ります。
近年は全国的に少子高齢化や人口減少の時代に直面し、下水道事業においても使用料収入の確保や下水道施設の更新、また財政状況の改善が課題となっています。このような状況のなか、市は住民のニーズや地理的特性を踏まえ、柔軟かつ計画的な経営への取り組みを進めていかなければなりません。
菊池市下水道事業は、令和2年度より一部法適用に会計方式を切り替え下水道施設の適切な整備・維持管理を通じた細やかな下水道サービスの実現と、持続可能な社会インフラ形成に向けた財政基盤の強化との両立を経営の基本的方針とします。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たったの説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	循環型社会形成推進交付金を活用し、残りの財源については企業債を発行し投資の平準化に努めます。
-----	--

【浄化槽】
・新規浄化槽整備(補助、起債事業)
新規浄化槽については年間約75基、寄付採納事業による浄化槽の寄付は50基を想定しています。
将来発生する老朽化による浄化槽の更新工事等は、耐用年数を考慮すると、今回の計画では実施予定がないため見込んでおりません。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	使用料については、浄化槽の管理基数の増に伴い増加しますが、人口ビジョン等による市全体の人口減少が考えられるため、適正な経営の安定化を目指します。
-----	--

【収益的収入】 (使用料収入) 新規の設置及び寄附採納により将来にわたり増加しますが、営業費用に対する割合については減少傾向に推移していくものと思われます。今後は収入の見直しについて、検討を行い長期的な視点に基づき、財政状況や経営状態を詳細に把握し、適正な使用料への改定を目指します。 (繰入金) 公営企業の原則である独立採算制を基本とする中で、今後は財源不足を起こさないよう繰り入れを行います。当面は基準外の繰り入れも発生するため、経費削減に努めます。 【資本的収入】 (国庫補助金) 浄化槽の設置には、循環型社会形成推進交付金の活用(事業費の約1/2から1/3補助)を見込んでいます。 (企業債) 世代間負担の平準化を図るため、また建設事業の財源不足を防ぐために補助金・受益者分担金で賄えない事業費について借入れを行います。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

民間の活力の活用について、浄化槽の清掃・保守点検業務委託を行っていますが、今後は近隣自治体の状況を参考に本市がどの範囲まで包括的民間委託ができ、また費用対効果がどの程度見込めるのかを検証します。 【職員給与費】 毎年の人事異動や組織変更等もあることから、今後も微増で推移すると見込んでいます。 【修繕費】 設置基数の増及び老朽化による修繕の増により上昇すると見込んでいます。 【委託費】 主なものは浄化槽清掃及び保守点検業務であり、設置基数の増加により上昇すると見込んでいます。
--

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	県や近隣都市の状況を参考に、事業内容の改善等について検証します。
投資の平準化に関する事項	投資の財源として、国庫補助金や企業債を最大限に利用し、単年度における経費の減少を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	取り組み可能な業務について、他の先進事例などを参考にし検討します。
その他の取組	予定していません。

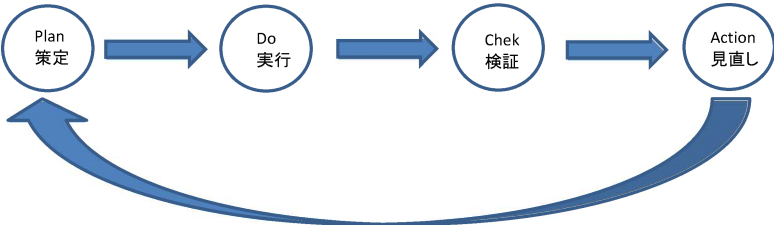
② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	市民サービスに不可欠下水道を安定的に維持し続けるには、一般会計からの繰り入れ金に過度に依存せず中長期的に自立安定した経営基盤を築く必要があるため、可能な限り使用料収入により汚水処理原価を回収する必要があります。 また、一般会計からの繰り入れによる経営は、当該区域内で便宜を受けることができる住民とそうでない住民との間に不公平が生じるなどの問題もあるため、使用料の適正化を進めます。
資産活用による収入増加の取組について	予定していません。
その他の取組	・下水道使用料収入の確保 公衆衛生の向上、地域の環境保全からも未水洗家屋の所有者等に対し、HP等による啓発・水洗化促進を進めます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	業務に関し民間活力等の適用範囲を検証し、経費削減等の効果を含め検討していきます。
職員給与費に関する事項	包括的民間委託等により業務内容に変更が生じた場合は、必要に応じて人事担当部局と適正な人員配置について検討します。
動力費に関する事項	該当ありません。
薬品費に関する事項	該当ありません。
修繕費に関する事項	保守点検の状況により、計画的な修繕や更新を実施することで、修繕費の削減に努めます。
委託費に関する事項	包括的民間委託など委託内容を検討しながら民間活用によるコスト削減について検討します。
その他の取組	予定していません。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	進捗管理やPDCAサイクルなどを用いて事後検証を行い、5年目に経営戦略の見直しを行います。 見直しの際は、投資試算・財源試算と実績との乖離及びその原因を検証し、将来の予測方法や経営の効率化に向けた取り組み等について、必要な見直しを実施することで事業運営を図ります。  <pre> graph LR Plan((Plan 策定)) --> Do((Do 実行)) Do --> Chek((Chek 検証)) Chek --> Action((Action 見直し)) Action --> Plan </pre>
SDGsのゴール	6 安全な水とトイレを世界中に

投資・財政計画
(収支計画)

区 分		年 度		前々年度 (決 算)	前年度 (決 算)	本年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
		年 度													
収 益	1. 営 業 収 益	(A)	72,661	74,520	74,783	76,914	77,298	77,684	78,072	78,463	94,156	94,626	95,100	95,575	
	(1) 料 金 事 収 益	(B)	72,646	74,503	74,768	76,913	77,297	77,683	78,071	78,462	94,155	94,625	95,099	95,574	
	(3) そ の 他	15	17	15	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
的 収 入	2. 営 業 外 収 益	(C)	122,860	126,262	134,907	157,340	161,576	161,962	168,141	171,410	157,904	162,325	165,894	169,541	
	(1) 補 助 金	86,450	89,913	99,649	120,781	125,985	126,511	126,511	132,782	135,761	121,965	126,096	129,375	132,732	
	〔他 会 計 補 助 金 そ の 他 補 助 金〕	86,450	89,913	99,649	120,781	125,985	126,511	126,511	132,782	135,761	121,965	126,096	129,375	132,732	
収 入	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	(D)	36,410	36,348	35,257	36,558	35,590	35,450	35,358	35,648	35,938	36,228	36,518	36,808	
	(3) そ の 他	195,521	200,782	209,690	234,254	238,874	239,646	246,213	249,873	252,060	256,951	260,994	265,116	269,541	
	1. 営 業 収 入	178,133	188,738	197,623	219,956	225,237	229,268	233,348	237,519	241,762	246,076	250,467	254,933	259,404	
収 益	(1) 職 員 給 与	8,649	10,421	10,922	11,543	11,764	11,989	12,219	12,454	12,693	12,936	13,186	13,440	13,702	
	基 本 給 付	3,743	4,052	3,682	3,739	3,814	3,890	3,968	4,047	4,128	4,210	4,295	4,381	4,468	
	退 職 給 付	125	491	139	493	493	493	493	493	493	493	493	493	493	
収 益	そ の 他	4,781	5,878	7,101	7,311	7,457	7,606	7,758	7,914	8,072	8,233	8,398	8,566	8,734	
	(2) 経 費	118,612	125,645	134,647	154,683	160,814	164,030	167,311	170,657	174,071	177,552	181,103	184,725	188,369	
	動 力 費														
収 益	修 繕 費	1,756	3,746	4,800	5,822	5,938	6,057	6,178	6,302	6,428	6,557	6,688	6,821	6,952	
	材 料 費														
	そ の 他	116,856	121,899	129,847	148,861	154,876	157,973	161,133	164,355	167,643	170,995	174,415	177,904	181,407	
支 出	(3) 減 価 償 却 費	50,872	52,672	52,054	53,730	52,659	53,249	53,818	54,408	54,998	55,588	56,178	56,768	57,358	
	2. 営 業 外 費	9,845	9,916	8,635	12,527	12,309	12,009	11,684	11,354	11,017	10,675	10,326	9,982	9,640	
	(1) 支 払 利 息	4,192	4,182	4,635	5,152	4,934	4,634	4,309	3,979	3,642	3,300	2,951	2,607	2,264	
支 出	(2) そ の 他	5,653	5,734	4,000	7,375	7,375	7,375	7,375	7,375	7,375	7,375	7,375	7,375	7,375	
	支 出 計	181,978	198,654	206,258	232,483	237,546	241,277	245,032	248,873	252,779	256,751	260,793	264,915	269,039	
	経 常 損 益	(C)-(D)	7,543	2,128	3,432	1,771	1,328	△ 1,631	△ 1,181	1,000	200	201	201	201	
特 別 損 失	(E)														
	(F)														
	(G)	27			181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	
特 別 損 益	(F)-(G)	△ 27			△ 181	△ 181	△ 181	△ 181	△ 181	△ 181	△ 181	△ 181	△ 181	△ 181	
	(H)														
	(E)+(H)	7,516	2,128	3,432	1,590	1,147	△ 1,812	△ 1,812	1,000	819	△ 900	19	20	20	
繰 越 利 益 剰 余 金	又 は 累 積 欠 損 金	(I)	△ 5,677	△ 3,549	△ 127	1,463	2,463	651	1,651	2,470	1,570	1,589	1,609	1,629	
	資 産	(J)	56,640	59,357	54,646	58,042	56,261	56,994	58,645	61,115	60,215	61,804	63,413	65,042	
	度 動														
流 入	う ち 未 収 金	27,941	57,051	50,156	43,454	42,061	42,794	43,527	44,260	44,993	45,713	46,448	47,040	47,632	
	債 権 (K)	35,716	36,248	34,810	37,169	35,218	35,412	37,071	36,043	36,385	36,734	34,848	32,962	31,074	
	う ち 建 設 改 良 費 分	18,602	19,718	20,661	22,231	23,756	23,950	24,245	24,581	24,923	25,272	23,386	21,500	19,612	
流 入	う ち 一 時 借 入 金														
	う ち 未 払 金	16,402	15,904	11,809	13,511	10,035	10,035	10,035	10,035	10,035	10,035	10,035	10,035	10,035	
	う ち 未 払 金														
累 積 欠 損 金 比 率	(I) (A)-(B) × 100	7.81%	4.76%	0.17%											
	(J) (C)-(D) × 100														
	(K) (E)-(F) × 100														
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額	(L)														
	(M)	72,661	74,520	74,783	76,914	77,298	77,684	78,072	78,463	94,156	94,626	95,100	95,575	96,050	
	(N) (L)-(M) × 100														
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額	(O)														
	(P)														
	(Q) (O)-(P) × 100														
地 方 財 政 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額	(R)														
	(S)														
	(T) (R)-(S) × 100														
地 方 財 政 法 施 行 令 第 18 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額	(U)														
	(V)														
	(W) (U)-(V) × 100														
地 方 財 政 法 施 行 令 第 19 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額	(X)														
	(Y)														
	(Z) (X)-(Y) × 100														
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額	(AA)														
	(AB)														
	(AC) (AA)-(AB) × 100														
地 方 財 政 法 施 行 令 第 21 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額	(AD)														
	(AE)														
	(AF) (AD)-(AE) × 100														
地 方 財 政 法 施 行 令 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 比 率	(AG)														
	(AH)														
	(AI) (AG)-(AH) × 100														
地 方 財 政 法 施 行 令 第 23 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 比 率	(AJ)														
	(AK)														
	(AL) (AJ)-(AK) × 100														
地 方 財 政 法 施 行 令 第 24 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 比 率	(AM)														
	(AN)														
	(AO) (AM)-(AN) × 100														
地 方 財 政 法 施 行 令 第 25 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 比 率	(AP)														
	(AQ)														
	(AR) (AP)-(AQ) × 100														
地 方 財 政 法 施 行 令 第 26 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 比 率	(AS)														
	(AT)														
	(AU) (AS)-(AT) × 100														
地 方 財 政 法 施 行 令 第 27 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 比 率	(AV)														
	(AW)														
	(AX) (AV)-(AW) × 100														
地 方 財 政 法 施 行 令 第 28 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 比 率	(AY)														
	(AZ)														
	(BA) (AY)-(AZ) × 100														
地 方 財 政 法 施 行 令 第 29 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 比 率	(BB)														
	(BC)														
	(BD) (BB)-(BC) × 100														
地 方 財 政 法 施 行 令 第 30 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 比 率	(BE)														
	(BF)														
	(BG) (BE)-(BF) × 100														
地 方 財 政 法 施 行 令 第 31 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 比 率	(BH)														
	(BI)														
	(BJ) (BH)-(BI) × 100														
地 方 財 政 法 施 行 令 第 32 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 比 率	(BK)														
	(BL)														
	(BM) (BK)-(BL) × 100														
地 方 財 政 法 施 行 令 第 33 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 比 率	(BN)												</		

投資・財政計画
(収支計画)

(税込み)		年 度		前々年度 (決 算)	前年度 (決 算)	本年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
		区 分	價												
資本的収入	1. 企業	うち資本費平準化債	16,700	37,900	29,500	72,900	55,600	55,600	55,600	55,600	55,600	55,600	55,600	55,600	55,600
	2. 他会計出資金	7,644	3,467	3,412	7,105	7,736	14,813	16,104	17,892	19,757	21,665	23,617	23,372		
	3. 他会計補助金														
	4. 他会計負担金														
	5. 他会計借入金														
資本的収支	6. 国(都道府県)補助金	23,674	5,408	5,830	22,696	14,287	14,287	14,287	14,287	14,287	14,287	14,287	14,287	14,287	14,287
	7. 固定資産売却代金														
	8. 工事負担金	4,279	4,547	3,204	9,215	9,161	9,161	9,161	9,161	9,161	9,161	9,161	9,161	9,161	9,161
	9. その他														
	計 (A)	52,297	51,322	41,946	111,916	86,784	93,861	95,152	96,940	98,805	100,713	102,665	102,420		
資本的支出	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	(B)													
	純計 (A)-(B)	(C)	52,297	51,322	41,946	111,916	86,784	93,861	95,152	96,940	98,805	100,713	102,665	102,420	
	1. 建設改良費	45,814	51,168	37,929	97,773	81,622	87,904	89,662	91,455	93,284	95,150	97,053	98,994		
	うち職員給与	3,627	5,071	5,168	5,987	5,188	5,188	5,188	5,188	5,188	5,188	5,188	5,188	5,188	
	2. 企業償還金	17,244	18,602	19,716	20,661	22,231	23,756	23,950	24,245	24,581	24,923	25,272	23,386		
資本的支出	3. 他会計長期借入返還金														
	4. 他会計への支出金														
	5. その他														
	計 (D)	63,058	69,770	57,645	118,434	103,853	111,660	113,612	115,700	117,865	120,073	122,325	122,380		
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C)	(E)	10,761	18,448	15,699	6,518	17,069	17,799	18,460	18,760	19,060	19,360	19,660	19,960	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	10,761	18,448	15,699	6,518	17,069	17,799	18,460	18,760	19,060	19,360	19,660	19,960		
	2. 利益剰余金処分額														
	3. 繰越工事資金														
	4. その他														
	計 (F)	10,761	18,448	15,699	6,518	17,069	17,799	18,460	18,760	19,060	19,360	19,660	19,960		
補填財源	補填財源不足額 (E)-(F)														
	他会計借入金残高 (G)														
	企業債残高 (H)	377,051	396,349	376,633	355,972	334,595	311,718	288,671	265,352	241,723	217,777	193,509	171,155		
	計 (I)														
	他企業														

(単位:千円)

○他会計繰入金

区 分		年 度		前々年度 (決 算)	前年度 (決 算)	本年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
		区 分													
収益的収支分	収益的収支分			86,450	89,913	99,649	120,781	125,985	126,511	132,782	135,761	95,146	97,236	100,477	103,990
	うち基準内繰入金	金	18,269	20,121	22,623	25,036	21,027	23,278	24,069	24,069	24,069	24,069	24,069	24,069	24,069
	うち基準外繰入金	金	68,181	69,792	77,026	95,745	104,958	103,233	108,713	111,692	71,077	73,167	76,408	79,921	
資本的収支分	資本的収支分			7,644	3,467	3,412	7,105	7,736	14,813	16,104	18,760	335	335	335	371
	うち基準内繰入金	金	385	385	385	385	385	335	335	335	335	335	335	335	335
	うち基準外繰入金	金	7,259	3,082	3,027	6,720	7,401	14,478	15,769	18,425					
合 計	計			94,094	93,380	103,061	127,886	133,721	141,324	148,886	154,521	95,481	97,571	100,812	104,361